

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（燃料費高騰対策）交付要綱

（令和5年7月21日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民生活や社会活動に貢献する移動手段として、また観光等来訪者の交流を支える公共性の高い社会基盤として、地域の公共交通を確保維持するため、石油を始めとした燃料価格の高騰が経営環境を圧迫している地域交通事業者（バス・タクシー事業者）に対して、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか、予算の範囲内において会津若松市地域交通事業者緊急支援金（燃料費高騰対策）（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業者及び交付要件）

第2条 支援金の交付対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の規定による一般旅客自動車運送事業を営む交通事業者で、別表に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（支援の対象）

第3条 支援金は、交付対象事業者の令和5年1月1日以降の運行について交付するものとする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、交付対象事業者における別表に掲げる一般旅客自動車運送事業の種別に応じ、同表に定める額以内の額とする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（燃料費高騰対策）交付申請書（第1号様式）及び市内営業所における燃料購入量に関する申告書（第2号様式）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときは支援金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 別表に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の交付に関し市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

<p>1 一般旅客運送事業の種別</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業</p>
<p>2 交付要件</p>	<p>ア 一般旅客運送事業の種別に応じ、道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けていること。 イ 本市に本社・本店又は支店・営業所があり、今後も事業継続の意思があること。 ウ 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に定める暴力団員でないこと及び暴力団員等と関係を有するものでないこと。</p>		
<p>3 支援金の額</p>	<p>ガソリン及び軽油を燃料として、市域内を運行するバス路線（国県市の補助対象路線を除く。）ごとに令和元年度の走行キロ当たり燃料費単価（令和元年度一般乗合自動車運送事業輸送実績報告書に基づく）に令和5年の半期毎の走行キロ（令和5年度及び令和6年度一般乗合自動車運送事業輸送実績報告書に基づく）を乗じた額に同期間の福島県ガソリン平均価格を令和元年度の福島県ガソリン平均価格で除した割合から1を差し引いた割合を乗じた額 （「福島県ガソリン平均価格」とは資源エネルギー庁が実施する給油所小売価格調査に基づき福島県のレギュラーガソリン価格の当該期間の調査結果を平均した価格とする。以下同じ。）</p>	<p>市内の営業所における一般貸切旅客自動車運送事業の運行に要する燃料費（ガソリン及び軽油に限る。）の令和5年の半期毎の燃料購入量に同期間の福島県ガソリン平均価格と令和元年度の福島県ガソリン平均価格の差額を乗じた額</p>	<p>市内の営業所における一般乗用旅客自動車運送事業の運行に要する燃料費（ガソリン及び軽油に限る。）の令和5年の半期毎の燃料購入量に同期間の福島県ガソリン平均価格と令和元年度の福島県ガソリン平均価格の差額を乗じた額</p>

4 交付申請書及び燃料購入量申告書に添える書類	ア 市内に本社、本店、支店又は営業所が存在することが分かる書類の写し		
	イ 一般乗合旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し	イ 一般貸切旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し	イ 一般乗用旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し
	ウ 令和5年の市内の営業所における燃料購入量が分かる書類の写し		
	エ 申請路線の令和5年 度及び令和6年度一般 乗合旅客自動車運送事 業輸送実績報告書の写 し		
	オ 振込先口座が分かる書類の写し		
	カ 令和5年分の営業継続の状況がわかる資料（令和5年4月、5月及び6月の売上台帳等）		
	キ 本人確認書類の写し（個人事業主である場合に限る。）		
	ク その他市長が必要とする書類		

- ※1 上記3の支援金の額については、令和5年度会津若松市物価高騰等対策事業者支援金（会津若松市物価高騰等対策事業者支援金交付要綱に基づく支援金をいう。）の交付を受けた場合は、当該支援金の額を差し引いて交付するものとする。
- ※2 上記4のア、イ及びエからクまでの書類については、本支援金の初度の申請の際に既に提出している場合は、これを省略することができる。

第1号様式（第5条関係）

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（燃料費高騰対策）交付申請書

年 月 日

会津若松市長あて

所在地
 会社名（氏名）
 代表者氏名
 担当者職氏名
 電話番号

印

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（燃料費高騰対策）について、次のとおり申請します。
 なお、支援金の申請に当たり、市における支援金の支給に関し、会津若松市物価高騰対策事業者支援金の交付の有無など、必要な範囲で実態等を確認することに同意します。また、今後も事業を継続する意思があること及び申請内容に相違がないことを誓約し、支援金の交付の取消、返還その他市が行う一切の措置について不服を申し立てず、支援金の返還によって生じた損害に対する賠償請求を行いません。

営業所等の名称			
所在地		〒 会津若松市	
対象期間 ※該当箇所を☑		<input type="checkbox"/> 令和5年1月～6月（上半期） <input type="checkbox"/> 令和5年7月～12月（下半期）	
対象期間中の福島県 ガソリン平均価格		円(イ) ※小数第2位四捨五入	
乗 合 部 門	申請路線名		
	申請キロ程	対象期間中のキロ程合計	Km(ロ)
	算定額小計	$33.98 \text{ 円/km} \times \text{ロ} \times (\text{イ} / 148.7 \text{ 円} - 1)$	円(A)
貸 切 部 門	燃料購入量	市内営業所のガソリン、軽油の購入量の合計	l(ハ)
	算定額小計	$\text{ハ} \times (\text{イ} - 148.7 \text{ 円})$	円(B)
乗 用 部 門	燃料購入量	市内営業所のガソリン、軽油の購入量の合計	l(ニ)
	算定額小計	$\text{ニ} \times (\text{イ} - 148.7 \text{ 円})$	円(C)
会津若松市物価高騰等 対策事業者支援金		左記支援金の交付を受けた場合、本支援金の上半期分、下半期分の申請を通してその額を差し引くこと	円(D)
申請額		$A + B + C - D =$	円

第2号様式（第5条関係）

市内営業所における燃料購入量に関する申告書

1 営業所名： _____

○事業区分： (乗合 貸切 乗用)

○使用油種： (レギュラーガソリン ハイオクガソリン 軽油)

購入月	1月	2月	3月	
購入量				
購入月	4月	5月	6月	合計
購入量				
購入月	7月	8月	9月	
購入量				
購入月	10月	11月	12月	合計
購入量				

※1 購入量の単位は1（リットル）で記入してください。

※2 表が不足する場合は、この様式を複写して記入ください。

1 営業所名： _____

○事業区分： (乗合 貸切 乗用)

○使用油種： (レギュラーガソリン ハイオクガソリン 軽油)

購入月	1月	2月	3月	
購入量				
購入月	4月	5月	6月	合計
購入量				
購入月	7月	8月	9月	
購入量				
購入月	10月	11月	12月	合計
購入量				

※1 購入量の単位は1（リットル）で記入してください。

※2 表が不足する場合は、この様式を複写して記入ください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所在地
 申請者 会社名（氏名）
 代表者氏名
 担当者職氏名
 電話番号

印